

南条小学校いじめ防止基本方針

高岡市立南条小学校

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。さらに、児童自らがいじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

学校は児童に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

① 教職員の共通認識

- ・児童間で日常的に発生する些細なトラブルであっても決して軽視することなく、管理職に報告するとともに、共通理解を図ります。また、関係児童に事実を見つめさせ、相手の気持ちや適切な気持ちの伝え方を考えさせるなど、仲介者として積極的に関わり、児童自らが解決していけるよう指導します。
- ・常に人権に配慮した言動に努めます。特に、児童への指導場面では、決めつけた言い方をしません。
- ・児童はもとより、他の教職員が気軽に話しかけたり安心して相談したりできる存在であるように心がけます。
- ・ネットに関わる情報は、一見いじめとは無関係と思われても多面的に捉え、いじめにつながる要因が潜んでいないか注意します。

② 児童理解と環境づくり

- ・いじめに関する校内研修を行います。
- ・全校体制での指導に当たるため、定期的に「生徒指導委員会」を開き、情報を共有します。
- ・学習規律を整え、規範意識を醸成し、「善い行いが広がる学校」を目指します。
- ・Q－U検査を年2回行い、望ましい学級集団づくりに役立てます。
- ・気になる児童の指導計画を作成し、継続的な指導に役立てます。
- ・人権週間等に行われる取組を通して、相手を思いやる心を育てます。

③ 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○「いのちの教育」の推進

- ・総合的な学習の時間や交流学习を通して、いろいろな人たちとの触れ合いの機会を設けます。
- ・特別の教科 道徳で、命の尊さ、人権尊重、いじめ防止に関する資料を基に、いじめ問題を考え討論する時間を設けます。
- ・教育活動の中に動植物に関わる機会を積極的に設け、生命を慈しむ心情を育みます。

○児童が主体となる取組の充実

- ・児童会が「あいさつ運動」を展開し、やさしさあふれる学校になるように取り組みます。また、人権に関する標語やポスターを募集し掲示します。
- ・多様性を認め合い対等で自由な人間関係が築かれるようにします。
- ・ファミリー清掃やロングタイム等の異学年による交流活動を重視し、児童同士が考え、教え合う関わりを通して責任感や素直さを培い、思いやりと感謝の心を育てます。

④ 家庭や地域等との連携

- ・いじめ防止の取組の基本的な考え方を公表し、保護者や地域の理解を得るように努めます。
- ・PTA、自治振興会及び校区の中学校と連携した「さわやか運動」を実施します。
- ・保護者との信頼関係づくりに努め、日常的な情報交換を心がけます。
- ・保護者に、家庭におけるいじめの未然防止や早期発見に関する資料を配布します。
- ・ネットいじめを防止するため、ネット利用や携帯電話（スマートフォン）、通信型ゲーム機の実態を把握し、適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進めます。
- ・PTA と連携しながら、保護者に向けてネットいじめ防止のための啓蒙活動を展開します。
- ・早い段階から専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門機関等）と連携し、気になる児童のアセスメントを積極的に行います。
- ・家庭環境の課題には、早期に主任児童委員、児童相談所、行政機関等と協力し支援に当たります。場合によっては、警察を含め関係機関に介入を要請します。

(2) いじめの早期発見・早期対応

「好意から行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった」「軽い言葉で傷つけてしまったもののすぐに謝って良好な関係を再び築くことができた」場合であっても、いじめの定義には該当する（明らかにいじめの要素はある）と認識した上で指導を行います。

日常起きる児童間のもめごとやけんかには、関係する児童から教員が丁寧に事情を聴取し、仲裁者として適切に介入します。また、情報収集の段階からチームを編成し対応します。また、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底します。

いじめの兆候や事実を把握した場合、速やかに当該学級（状況により学年、全校）児童に対し、無記名アンケートを実施し、実名の上がった児童の面談を通して、事実やその背景の把握に努めます。

①日常的な観察

- ・連絡帳等への記述や児童の会話、日記等からも情報を収集し、教職員間でも情報交換を積極的に行います。また、迅速な報告・連絡・相談・確認に努めます。
- ・始業前や休み時間、放課後には、児童と共に過ごす時間の確保に努めます。授業時は、担任（教科担当者）が、早めに教室等へ行きます。
- ・気になる様子が見られた場合は、長休みや昼休み時間に、低中高学年毎に担当を決め、校舎内の巡回に努めます。

②アンケート調査

- ・いじめの実態調査を兼ねて「学校生活アンケート」を、原則毎月5日までに実施します。（カウンセリング週間予定の月は、直接面談を実施）
- ・毎学期、無記名式アンケートを実施し、いじめの実態把握と早期発見に努め、全体指導、個別指導を通して早期解消を目指します。
- ・アンケート結果は、学級毎に累積していきます。また、集計結果を生徒指導主事が集約し、気になる児童についての対応を生徒指導委員会で検討します。

③教育相談

- ・カウンセリング週間を設け、学級の児童全員と個人面談を行います。（年2回）
- ・全教職員が児童への声掛けを日常的に行うことによって、児童が何でも相談できる環境づくりに努めます。
- ・保護者や地域からの情報を得るため、担任はもとより、校長・教頭は、常に相談の窓口となります。
- ・児童並びに保護者に対して、公的機関等の様々な「いじめ相談窓口」を周知します。
- ・児童や保護者が、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと気軽に相談できるようコーディネートに努めます。

(3) いじめへの対応

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行います。当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげます。また、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報を共有します。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡し、解消に向けての協力を依頼します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

②いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

③いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに教育委員会並びに警察等の関係機関に相談し、連携した対応をとります。

○いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることとします。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとします。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとします。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(4) いじめの再発防止

同じ生徒が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。医療、福祉、司法等の関係機関との連携を図ります。

①児童の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・児童の変化を定期的に確認・検証するとともに、保護者との連携（相談）を継続し、必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

②再発防止の取組

- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・特別の教科 道徳や学級活動で、いじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員

※ 必要に応じて、PTA会長、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者（教育委員会、補導員、人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司）等を追加します。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

4 年間計画

月	取 組	月	取 組
4	・いじめ対策委員会の開催 ・校内研修（全職員による共通理解） ・挨拶運動の重点化 ・「あいさつ運動」の継続的实施	10	・記名式アンケートによる実態調査 ・学校評議員会での実態報告・説明・いじめ対策委員会の開催
5	・記名式アンケートによる実態調査 ・いじめ対策委員会の開催	11	・無記名式アンケートによる実態把握 ・カウンセリング週間（全員面接）の実施 ・Q-U検査（各学級の実態把握）
6	・無記名式アンケートによる実態把握 ・カウンセリング週間の実施 ・Q-U検査（各学級の実態把握） ・学校評議員会での実態報告・説明	12	・記名式アンケートによる実態調査 ・人権週間（標語等による啓発活動）
7	・記名式アンケートによる実態調査 ・学校評価アンケート	1	・記名式アンケートによる実態調査 ・挨拶運動の重点化 ・学校評価アンケート
8	・校内研修（事例研究） ・学校評価アンケートの集計・考察	2	・無記名式アンケートによる実態把握 ・カウンセリング週間（全員面接）の実施 ・学校評価アンケートの集計・考察 ・学校評議員会での実態報告・説明・いじめ対策委員会の開催
9	・挨拶運動の重点化 ・記名式アンケートによる実態調査	3	・記名式アンケートによる実態調査 ・校内研修（全職員による総括）

※ 適宜、必要に応じてカウンセリングを実施する。

5 評価と改善

- ・学校評議員会で、いじめに関する校内の情報を共有し、改善等に向けた意見を伺います。
- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」（文部科学省）を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・この基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。

[令和7年5月1日策定]